

香美町農業委員会総会(第12回)議事録

- 1 開催日時 令和8年3月26日(木) 9:30~10:30
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(13人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 吉川 正人
 - 委員 3番 白岩 寧
 - 4番 小谷 直美
 - 5番 西崎 武志
 - 6番 橋本 幸長
 - 8番 米田 和弘
 - 9番 田中 一馬
 - 10番 北村 宏明
 - 11番 文堂 福一
 - 12番 田中 憲二
 - 13番 岡田 久志
 - 14番 井上 竹雄
- 4 欠席農業委員(1人)
 - 7番 前田 精一
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
 - 1番 吉田 栄雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 福田 好美
 - 6番 岡 昭三
 - 7番 田野 豊博
 - 8番 東垣 泰彦
 - 9番 毛戸 誠
 - 代表 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 3月26日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第29号 非農地証明願承認について
 - 第4 議案第30号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第31号 農地利用集積等促進計画に対する意見について
 - 第6 議案第32号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 榎 秀俊
 - 事務局次長 北村 雅彦
 - 書記 小林 弘嗣
- 9 会議の概要
 - 議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は2番「吉川正人委員」と3番「白岩寧委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)
 - 議 長 異議なしの声がありますので、2番「吉川正人委員」と3番「白岩寧委員」よろしくお願います。

議 長	日程第3 議案第29号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願について、3月16日に現地調査委員であります「橋本幸長委員」及び担当委員であります「吉川正人委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
2番	現地調査の報告をいたします。申請地は集落を抜け海岸線を2kmほど行ったところの海水浴場のさらに奥で砂浜から約100mほど山側に行ったところですが、現地写真のとおり原野化している所です。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第29号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第4 議案第30号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。それでは事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①6ページから15ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。次に、地域計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第30号 番号1番の申請について、3月16日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「白岩寧委員」が現地調査をしていますので、「白岩寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	現地調査の報告をいたします。申請地はバス停を約100mほど進んだところですが、議案資料②に現況写真がありますが、現在は耕作をしていない状況ですが作られるということです。譲渡人は不在地主であるため今後の管理が困難なため譲受人に譲渡するものです。皆様ご審議をお願いします。
議 長	「白岩寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
5番	議案書の譲受人の家族数について、私の知る限り実際の数と異なると思いますが、どういことでしょうか。
事務局	そこにつきましては、農業にかかわることができる家族の人数を記載しています。子供などは数値に入れていません。
議 長	他に質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第30号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第5 議案第31号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題とします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農地利用集積等促進計画を定める場合には農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の意見を聴かなければならない規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の朗読が終わりました。次に、農用地利用集積等促進計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積等促進計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
5番	この賃借権のについては農地中間管理機構を通すことになるのでしょうか。
農林担当	こちらは農業委員会に意見聴衆をすることとなっています。今後の賃借権の設定については農地中間管理機構を通すか農地法第3条で設定することとなります。
5番	今まであったやり方はなくなるということですか。
農林担当	その通りです。少し手間がかかりますがそうなります。
議 長	他に質問や意見等がないようですので、これより採決をとります。議案第31号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号は原案のとおり決定しました。
議 長	日程第6 議案第32号「農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供について」を議題とします。農地法第52条において、農業委員会は農地の賃借料の情報提供をすることが定められています。それでは事務局に議案の朗読と内容の説明をさせます。
事務局	議案の朗読。続きまして、説明に入らせていただきます。令和7年1月から12月までに経営基盤強化促進法の利用権設定で契約したものを集計したものです。契約の中で、玄米で物納している場合は、全区とも30kgあたり9,400円でその金額を計上しています。これらを平均したものが、香美町賃借料情報となり、情報提供したいと思います。
議 長	事務局の議案の朗読と内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
5番	昨年度との比較ができるものがありますか。
議 長	暫時休憩します。
	(資料を配布)

議 長 休憩を閉じ会議を再開します。

5番 玄米の価格の根拠はなんですか。

事務局 JAなどの価格で設定しています。

議 長 他に質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第32号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第32号は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟